



東庄町有害鳥獣被害注意報 令和8年3月号



東庄町では、東城地区でイノシシの目撃情報や、全域でアライグマ・タヌキ・ハクビシン・カラスなどによる農作物被害が発生しています。つきましては、住民の皆様には、有害鳥獣による被害防止対策のご協力をお願いします。

★ 有害鳥獣による農作物被害が発生した！

有害鳥獣による農作物被害が発生した場合は、下記まで情報提供をお願いします。
また、イノシシ等を目撃した場合も情報提供をお願いします。

★ 小型獣用の箱わなを設置したい！

有害獣による農作物の食害や屋根裏に住み着いてしまう等の生活被害が発生した場合、町では依頼のあった場所に最長1か月間箱わなを設置します。(要申請)
なお、餌やりなどの箱わなの管理については、依頼者に行っていただきますが、捕獲後の処理については役場が行いますので、お気軽にお問い合わせください。

⊘「無許可」で捕獲をしないで下さい！⊘

インターネット等で購入したわなを使用して有害鳥獣を無免許及び無許可で捕獲することは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により原則禁止されています。

箱わなを使用する場合は、「狩猟免許」及び「捕獲許可」が必要です！



☆自分で有害獣を捕獲したい！☆



有害獣被害への対策の一環として、令和8年度に町民の方で新規に「わな猟免許」を取得する方に対し、最大1万円 の補助金交付を行っています。(先着5名まで)

詳細は役場⑦番窓口産業振興係までお越しいただくか、下記までご連絡をお願いします。

目撃・被害情報提供先

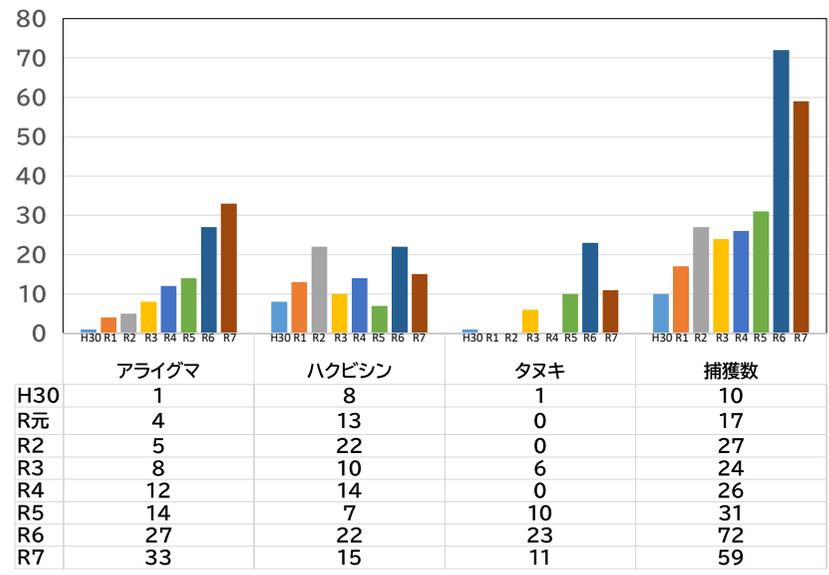
東庄町鳥獣被害防止対策協議会
(事務局：東庄町役場まちづくり課産業振興係)

電話：0478-86-6075
FAX：0478-86-4051

令和7年度有害鳥獣捕獲・出没情報マップ

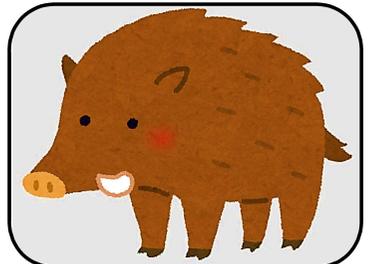


東庄町の捕獲数の推移



※1 令和8年2月18日現在の捕獲合計数です。

- 東庄町の有害鳥獣による主な被害作物
- ・米 (コブハクチョウ、イノシシ)
 - ・芋類 (イノシシ、アライグマ、タヌキ)
 - ・果実類 (アライグマ、ハクビシン、タヌキ)
 - ・落花生 (アライグマ・タヌキ)



☆被害内容の多くは食害ですが、その他にも田畑の踏み荒らしや作物の掘り起こしなどの被害も挙げられており、近年では民家の中に侵入し、糞尿による生活被害が発生する場合があります。

※箱わなを無許可で使用・捕獲することは原則禁止されています!!※

野生鳥獣を捕獲するためには狩猟免許取得や県に許可申請を行うなどの事前手続きが必要になります。有害鳥獣でお困りの方はまちづくり課産業振興係 (TEL 0478-86-6075)までご連絡ください。